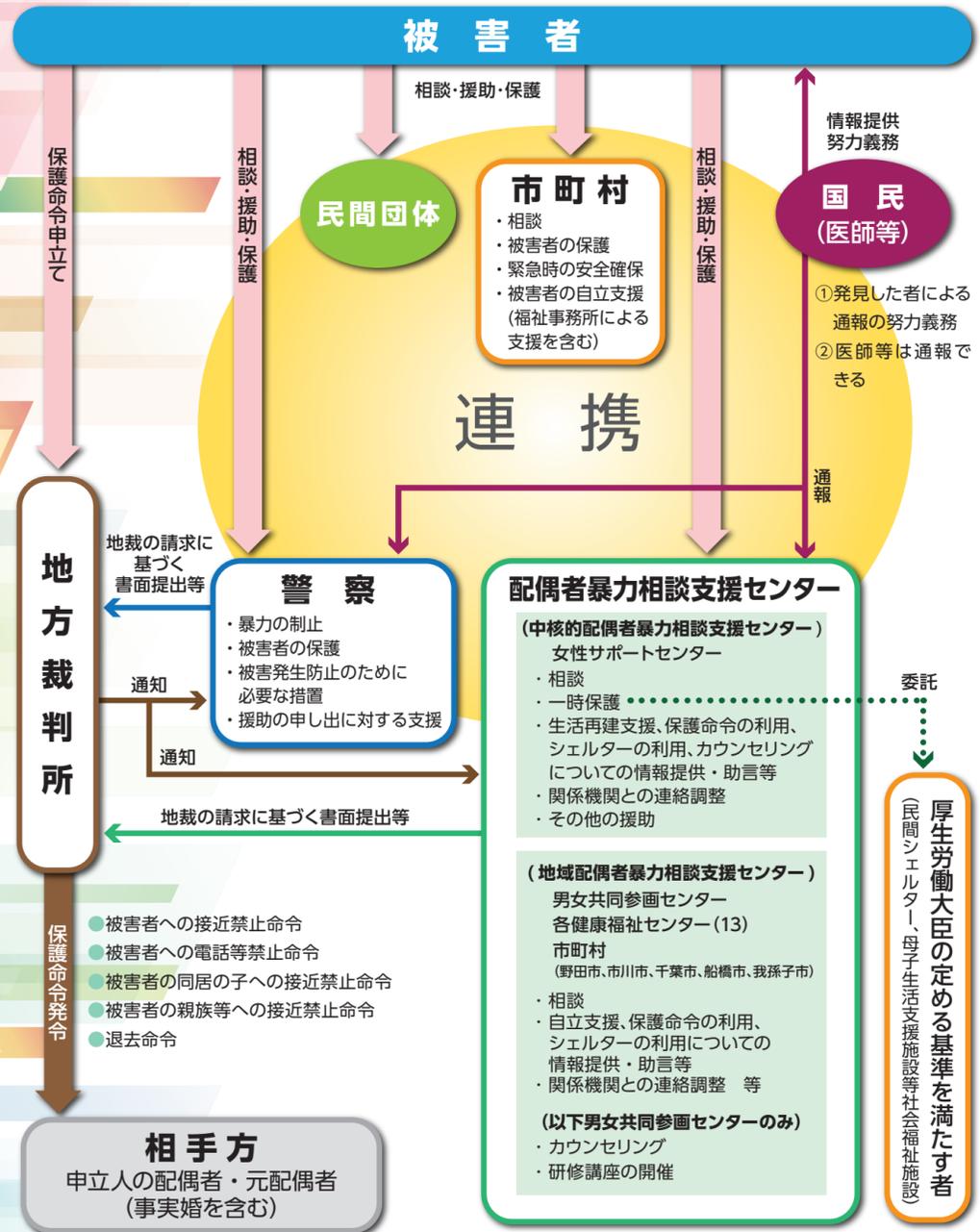


DV防止法に基づく千葉県における 被害者支援のしくみ



相談の状況



DVに関する情報

- DV相談ナビ (内閣府)
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv_navi/index.html
- 千葉県のDV対策 (千葉県ホームページ)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kfk/jinken/dv/index.html>
- 千葉県警察のストーカー・DV情報 (千葉県警察ホームページ)
https://www.police.pref.chiba.jp/kojyoka/safe-life_protect-stalker.html
- DV相談+ (プラス)
<https://soudanplus.jp/>

千葉県の相談窓口

- 千葉県女性サポートセンター
女性専用 043-206-8002 ▶ 24時間 365日対応 面接相談・専門相談もあります。(要予約)
- 千葉県男女共同参画センター 面接相談・専門相談もあります。(要予約)
女性のための電話相談 04-7140-8605 火～日曜日 9:30～16:00
男性のための電話相談 043-308-3421 火・水曜日 16:00～20:00
- 千葉県健康福祉センター 月～金曜日 9:00～17:00
習志野 047-475-5966 市川 047-377-1199 松戸 047-361-6651 野田 04-7124-6677
印旛 043-483-0711 香取 0478-52-9310 海匝 0479-73-2321 山武 0475-54-2388
長生 0475-22-5565 夷隅 0470-73-0801 安房 0470-22-6377 君津 0438-22-3411
市原 0436-21-3511
- 市町村配偶者暴力相談支援センター (千葉市、市川市、野田市にお住まいの方)
千葉市 043-245-5110 月～金曜日 9:00～16:00
市川市 047-323-1777 月～金曜日 9:00～16:00
土曜日 9:00～12:30
野田市 04-7186-6586 月～金曜日 8:30～17:15
船橋市 047-431-8745 月～金曜日及び第2土曜日 9:00～16:00
我孫子市 04-7185-1113 月～金曜日 8:30～17:00
※上記のほか、お住まいの市町村でもDV相談を受け付けています。
- 千葉県警察本部相談サポートコーナー
043-227-9110 月～金曜日 8:30～17:15

「女性への暴力の根絶を訴えるパープルリボン」



千葉県 DV防止・被害者支援 基本計画 (第5次) 概要版

～DVの根絶を目指して、
誰もが安心、安全に生活できる社会の実現～

千葉県健康福祉部児童家庭課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 TEL 043-223-2376 FAX 043-224-4085
ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/>

令和4年3月 千葉県

DVの根絶を目指して、誰もが安心、安全に生活できる社会の実現

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

千葉県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第1次～第4次)を策定し、DV対策に取り組んでまいりました。

今般策定した第5次の千葉県DV防止・被害者支援基本計画では、「DVの根絶を目指して、誰もが安心、安全に生活できる社会の実現」を目標に、児童虐待対応部門とDV対応部門とがより緊密に連携してDV被害の影響を受けた子どもたちへの支援を行うとともに、加害者対策の推進や、多様性に配慮したDV被害者相談体制の充実に取り組むこととしています。

今後は、本計画に基づき、市町村をはじめ、関係機関、民間支援団体の皆様と連携・協働し、DVの根絶とDV被害者への支援に取り組み、安全・安心の確立された千葉県づくりを推進してまいりますので、県民の皆様により一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。



令和4年3月
千葉県知事 熊谷 俊人

■ 計画の位置づけと期間

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)第2条の3第1項の規定及び国の基本方針に基づく基本計画です。
- 「第5次千葉県男女共同参画計画」、「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」との整合性を図ります。
- 計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

主な新規・拡充事業等

- DV防止キャンペーンで児童虐待防止も併せて啓発します。
- 加害者対策について県内の現状を把握し、有識者とともに今後、県としてどのように取り組むべきかを検討します。
- DV・児童虐待防止の担当部署連携強化のためのマニュアルを作成します。
- 若者を対象としたDV予防セミナーの実施校の拡大を目指します。
- DVのある家庭に育つ子どもへの影響や困難な自立の事例への対応方法等を学ぶ相談員等を対象とした専門的な研修を実施します。
- 市町村のDV対策における基本的な計画の策定をさらに促進します。令和7年度末までに全市町村での策定を目指します。(令和3年度末現在45市町村)
- 身近な市町村において相談や自立を支援する市町村配偶者暴力相談支援センターの設置をさらに促進します。令和8年度末までに11市での設置を目指します。(令和3年度末現在5市(野田市、市川市、千葉市、船橋市、我孫子市))

千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第5次)の内容

目指すべき方向	基本目標	施策の方向	具体的な取組
I DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進		1 多様な主体に向けた広報啓発の推進	
		① DVの根絶に向けた啓発の充実	○多様な広報媒体を活用した効果的な広報啓発の充実 ○DV防止キャンペーンの充実 ○子育て家庭への暴力防止の啓発の推進 ○DV防止セミナーの充実 ○加害者を生まないための対策 ○インターネットを活用した広報啓発の実施 ○人権啓発の推進 ○「犯罪被害者等相談窓口」に係る広報啓発活動の推進
II 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実		② DV被害者等に向けた情報提供の充実	○DV相談窓口の周知徹底及び積極的な情報提供 ○外国人のDV被害者に対する支援 ○男性向け相談窓口の周知
		③ 企業・団体等に対するDVへの理解の促進	○DV被害者の自立に向けた理解の促進 ○企業・団体等と連携した広報啓発
III 被害者の自立に向けた支援		④ DV被害の早期発見・通報体制の充実	○保健・医療機関に対する広報啓発 ○教育機関等に対する広報啓発 ○民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対する広報啓発 ○通報等への適切な対応
		⑤ メディアにおける女性や子どもの人権への配慮	○情報モラル教育の充実
IV 子どもの安全確保と支援		2 DV予防教育の推進	
		① 人権教育の充実	○学校における人権教育の推進
V 市町村におけるDV対策の促進		② 道徳教育の充実	○学校における道徳教育の推進
		③ 若者を対象とした予防教育の充実	○DV予防セミナーの実施 ○デートDV相談カード等啓発資料の配布 ○大学と連携した広報啓発の実施 ○家庭に向けた啓発の推進
VI 被害者支援のための体制強化		④ 教育機関等の職員に対する研修の充実	○教育機関等の職員に対する研修の充実
		3 相談体制の充実	
VII 被害者支援のための体制強化		① 多様性等に配慮したDV被害者相談体制の充実	○多様なケースに応じた相談への対応 ○高齢者・障害者への配慮 ○男性のための総合相談の実施 ○LGBTsへの配慮 ○専門的研修及びスーパービジョン体制の整備
		② 配偶者暴力相談支援センターの機能強化	○女性サポートセンターの中核的機能の強化 ○情報提供の充実 ○自立支援講座の実施
VIII 被害者支援のための体制強化		③ 警察による支援の充実	○相談・通報への迅速かつ適切な対応 ○援助の申出に対する適切な対応 ○相談しやすい環境の整備
		④ 苦情処理体制の充実	○男女共同参画苦情処理制度の適切な運用
IX 被害者支援のための体制強化		4 安全確保と一時保護体制の充実	
		① 緊急時における安全の確保	○緊急時における移送手段、避難場所の確保
X 被害者支援のための体制強化		② 一人ひとりのケースに応じた保護体制の充実	○多様なケースに応じた一時保護 ○医学的ケア・心理学的ケアの充実 ○ケースワーカーによる同行支援の実施 ○一時保護委託先との連携の強化 ○外国人への配慮
		③ 同伴児への支援の充実	○保育・教育体制の充実 ○心理的ケアの充実
XI 被害者支援のための体制強化		④ 警察等による安全確保の取組	○安全確保のための関係機関との連携 ○保護命令に対する対応強化 ○危機管理体制の充実
		⑤ 加害者対策	○警察から加害者への指導等 ○加害者対策に関する国の調査研究等、動向把握・情報収集 ○加害者からの相談への対応 ○被害者支援における加害者への対応に関する研修等の充実
XII 被害者支援のための体制強化		5 生活の安定に向けた支援の推進	
		① 被害者の自立に向けた総合的な支援の充実	○自立につなげる支援 ○司法手続きに関する支援 ○生活再建支援事業等の充実 ○自立支援講座の充実
XIII 被害者支援のための体制強化		② 地域でのサポート体制の整備	○地域でのサポート体制の整備 ○地域におけるネットワーク会議との連携
		③ 精神的なケアの充実	○カウンセリングの充実 ○自立支援講座の実施(再掲)
XIV 被害者支援のための体制強化		④ DV被害者が必要とする各種制度の周知と活用への支援	○福祉制度等の活用 ○住民基本台帳の閲覧制限 ○健康保険の加入 ○生活困窮者自立支援制度の活用 ○DV被害者が利用可能な各種制度等の総合的な情報提供
		6 生活基盤を整えるための支援の推進	
XV 被害者支援のための体制強化		① 住宅の確保	○住宅の確保 ○生活再建支援事業等の充実(再掲)
		② 就労の支援	○就労の支援体制の充実 ○職業訓練及び個別相談等の実施 ○生活困窮者自立支援制度の活用
XVI 被害者支援のための体制強化		③ 経済的支援	○生活困窮者自立支援制度の活用 ○生活福祉資金貸付制度の活用
		7 虐待の早期発見と安全確保	
XVII 被害者支援のための体制強化		① DV相談と児童虐待相談の連携	○県や市町村等の相談機関の連携 ○DV・児童虐待職務関係者研修の充実 ○子育て家庭への暴力防止の啓発の推進(再掲)
		② 地域における継続的な見守りの取組	○地域におけるネットワーク会議との連携(再掲) ○警察等との連携による安全確保 ○学校職員等への研修の充実
XVIII 被害者支援のための体制強化		8 子どもに対するケア体制の充実	
		① 子どもの意見表明権の保障、自立発達への支援	○子どもの意見表明権の保障 ○子どもの精神的なケアの充実 ○民間児童福祉施設入所児童への訪問カウンセリング
XIX 被害者支援のための体制強化		② 子どもの学習等への支援	○転校手続きの弾力化及び学習支援 ○保育所への優先入所 ○保育・教育体制の充実(再掲) ○生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援
		9 市町村における支援体制の強化促進	
XX 被害者支援のための体制強化		① DV防止法に基づく市町村基本計画の策定促進	○市町村基本計画の策定促進
		② 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進	○市町村配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた支援
XXI 被害者支援のための体制強化		③ DV被害者等の個人情報保護の徹底	○DV被害者等の個人情報保護の徹底
		10 地域における連携体制の整備促進	
XXII 被害者支援のための体制強化		① 切れ目のない支援体制に向けた市町村との連携強化	○各種会議の実施 ○市町村における支援体制の整備 ○市町村間の連携体制の構築 ○犯罪被害者等の総合的対応窓口の効果的活用
		② 緊急時における安全の確保	○緊急時における移送手段、避難場所の確保(再掲)
XXIII 被害者支援のための体制強化		③ 地域でのサポート体制の整備	○地域でのサポート体制の整備(再掲) ○地域におけるネットワーク会議との連携(再掲)
		11 職務関係者の資質向上	
XXIV 被害者支援のための体制強化		① DV職務関係者研修等の充実	○DV職務関係者研修の充実 ○市町村、関係機関への講師派遣 ○国等で主催する研修への参加 ○市町村家庭教育相談員及び子育てサポーター等への研修
		② 切れ目のない支援のための専門性の向上に向けた取組	○女性サポートセンターの中核的機能の強化(再掲) ○スーパービジョンの実施 ○犯罪被害者等の支援施策担当者全体のスキルアップ
XXV 被害者支援のための体制強化		③ 相談員等のための心身のセルフケア	○セルフケアのための環境づくり ○スーパービジョンの実施(再掲)
		12 関係機関との連携強化	
XXVI 被害者支援のための体制強化		① 市町村や関係機関等による県内のネットワークの強化	○女性サポートセンターを中心とした連携体制の強化 ○暴力対策ネットワーク会議の開催 ○事例検討会等の開催
		② 国及び他の都道府県との連携の推進	○県外への円滑な移送・受入に向けた広域的な連携 ○制度改善に関する国への要望 ○国等で主催する研修への参加(再掲)
XXVII 被害者支援のための体制強化		③ 民間支援団体との連携・協働	○DV被害者支援活動団体連絡会議の開催 ○協働によるきめ細やかな支援 ○民間支援団体の育成、支援 ○性犯罪・性暴力被害者を総合的に支援する体制の構築

DVの根絶を目指して、誰もが安心、安全に生活できる社会の実現